

議案第 78 号

京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例の一部改正について

京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

ひとり親家庭への経済的支援として、医療費助成対象者に大学等に在学する 22 歳に達した日以後最初に到来する 3 月 31 日までの間にある者およびその大学生等を扶養する市内に住所を有する者を追加するものである。

(別記)

京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例（平成16年京丹後市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において「児童」とは、18歳未満の児童及び18歳に達する日からその日以後最初に到来する3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「大学生等」とは、18歳に達する日以後最初に到来する4月1日から22歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの間にある者であって、大学その他規則で定める教育施設に在学している者をいう。

3 この条例において「福祉医療費」とは、重度心身障害者並びに母子家庭及び父子家庭の医療費をいう。

第2条を次のように改める。

(受給者)

第2条 重度心身障害者の医療費の給付対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者は、この限りでない。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は別表に定める医療保険各法による被保険者若しくは組合員及び被扶養者とする。

(2) 重度心身障害者であって、かつ、年齢が65歳未満のもの及び65歳以上の者であって高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第5条の規定による医療を受けるに至るまでのもので、次のいずれかに該当するもの。ただし、そ

の者の所得又はその者の配偶者若しくは扶養義務者の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条及び第21条の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給制限額以上である者を除く。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級に該当する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数がおおむね35以下と判定された者

ウ 3歳児検診等受診以前の者で、ア又はイに掲げる者に準じ、特に市長が必要と認めたもの

2 母子家庭及び父子家庭の医療費の給付対象者は、前年の所得が福祉医療助成事業費補助金交付要綱（昭和50年京都府告示第294号）第2条第2号に規定する基準額を超えない者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で、国民健康保険法による被保険者又は別表に定める医療保険各法による被保険者若しくは組合員及び被扶養者とする。ただし、生活保護法による被保護者は、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「母子家庭の母」という。）又は同条第2項に規定する配偶者のない男子（以下「父子家庭の父」という。）であって、児童を扶養している者、その児童及びこれに準ずる児童で特に市長が必要と認めた者

(2) 市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、大学生等を扶養している者及びその大学生等（本市に住所を有しない者を含む。）

第3条第1項中「受給者」を「福祉医療費の給付対象者」に改める。

第4条第2項に、次のただし書を加える。

ただし、第2条第2項第2号に規定する者を除く。

第6条中「あり、」の次に「資格を審査して」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2項第2号に規定する者に対しては受給者証を交付しない。

第13条を第16条とし、第9条から第12条までを3条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の3条を加える。

(資格の審査に関する調査)

第9条 市長は、第6条の規定による資格の審査に関して必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提示若しくは出頭を求め、又は質問することができる。

(報告等)

第10条 市長は、医療費の助成をするに当たって必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は必要な事項に関し受給者その他の関係者に質問をすることができる。

(助成の制限)

第11条 市長は、受給者が正当な理由なく、前条の規定による命令に従わず、又は同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、医療費の助成の全部又は一部を行わないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例の規定は、令和2年8月1日以後の受診に係る医療費分から適用し、同日前の受診に係る医療費分については、なお従前の例による。

京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第142号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例	京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例
平成16年4月1日 条例第142号	平成16年4月1日 条例第142号
第1条 (略)	第1条 (略)
(受給者)	(定義)
第2条 <u>重度心身障害者並びに母子家庭及び父子家庭の医療費(以下「福祉医療費」という。)の給付対象者(以下「受給者」という。)は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は別表に定める医療保険各法による被保険者若しくは組合員及び被扶養者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者は、この限りでない。</u>	第1条の2 <u>この条例において「児童」とは、18歳未満の児童及び18歳に達する日からその日以後最初に到来する3月31日までの間にある者をいう。</u> 2 <u>この条例において「大学生等」とは、18歳に達する日以後最初に到来する4月1日から22歳に達する日以後最初に到来する3月31日までの間にある者であって、大学その他規則で定める教育施設に在学している者をいう。</u> 3 <u>この条例において「福祉医療費」とは、重度心身障害者並びに母子家庭及び父子家庭の医療費をいう。</u>
(受給者)	(受給者)
第2条 <u>重度心身障害者の医療費の給付対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者は、この限りでない。</u>	第2条 <u>重度心身障害者の医療費の給付対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者は、この限りでない。</u>
(1) <u>重度心身障害者であって、かつ、年齢が65歳未満のもの及び65歳以上の者であって高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条の規定による医療を受けるに至るまでのもので、次のいずれかに該当するもの。ただし、その者の所得又はその者の配偶者若しくは扶養義務者の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第20条及び第21条の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給制限額以上である者を除く。</u>	(1) <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は別表に定める医療保険各法による被保険者若しくは組合員及び被扶養者とする。</u> (2) <u>重度心身障害者であって、かつ、年齢が65歳未満のもの及び65歳以上の者であって高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条の規定による医療を受けるに至るまでのもので、次のいずれかに該当するもの。ただし、その者の所得又はその者の配偶者若しくは扶養義務者の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第20条及び第21条の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給制限額以上である者を除く。</u>
1 <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受け、その障害程度</u>	1 <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受け、その障害程度が身体障害者福祉法施行</u>

現行	改正案
<p><u>が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める 1 級、2 級又は 3 級に該当する者</u></p> <p><u>イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 15 条に規定する児童相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所(以下「更生相談所」という。)において知能指数がおおむね 35 以下と判定された者</u></p> <p><u>ウ 3 歳児検診等受診以前の者で、ア又はイに掲げる者に準じ、特に市長が必要と認めたもの</u></p> <p><u>(2) 前年の所得が福祉医療助成事業費補助金交付要綱(昭和 50 年京都府告示第 294 号)第 2 条第 2 号に規定する基準額を超えない者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子であって、現に満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者(以下「児童」という。)を扶養しているもの</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる者に現に扶養されている児童及びこれに準ずる児童で特に市長が必要と認めたもの</u></p>	<p><u>規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める 1 級、2 級又は 3 級に該当する者</u></p> <p><u>イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所において知能指数がおおむね 35 以下と判定された者</u></p> <p><u>ウ 3 歳児検診等受診以前の者で、ア又はイに掲げる者に準じ、特に市長が必要と認めたもの</u></p> <p><u>2 母子家庭及び父子家庭の医療費の給付対象者は、前年の所得が福祉医療助成事業費補助金交付要綱(昭和 50 年京都府告示第 294 号)第 2 条第 2 号に規定する基準額を超えない者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者で、国民健康保険法による被保険者又は別表に定める医療保険各法による被保険者若しくは組合員及び被扶養者とする。ただし、生活保護法による被保護者は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 市内に住所を有する母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子(以下「母子家庭の母」という。)又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子(以下「父子家庭の父」という。)であって、児童を扶養している者、その児童及びこれに準ずる児童で特に市長が必要と認めた者</u></p> <p><u>(2) 市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であって、大学生等を扶養している者及びその大学生等(本市に住所を有しない者を含む。)</u></p>
<p>(給付の範囲)</p> <p>第3条 <u>受給者</u>が、疾病又は負傷により福祉医療費の給付を受けることができる範囲は、国民健康保険法又は医療保険各法の規定による医療の給付を受けた場合に被保険者若しくは組合員又は被扶養者が負担すべき額以内とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、保険医療機関等で受給者が受診した場合、その費用をその者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。</p>	<p>(給付の範囲)</p> <p>第3条 <u>福祉医療費の給付対象者が</u>、疾病又は負傷により福祉医療費の給付を受けることができる範囲は、国民健康保険法又は医療保険各法の規定による医療の給付を受けた場合に被保険者若しくは組合員又は被扶養者が負担すべき額以内とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、保険医療機関等で受給者が受診した場合、その費用をその者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。<u>ただし、第2条第2項第2号に規定する者を除く。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 6 月 定例会

議案の 件名	議案第78号 京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療 費の支給に関する条例の一部改正について				政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他（ ）
《政策等の概要》		《市民参加の状況》				
ひとり親家庭への経済的支援として、ひとり親家庭医療費助成の対象者に、大学等に在学する22歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者及びその大学生等を引き続き扶養している市内に住所を有するひとり親を追加するものである。		有 ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）				
		《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
						一般財源 2,000
《政策等の必要性》		《将来にわたる効果及び経費の状況》				
ひとり親家庭に対する医療費支援は、現在、高校生卒業年齢までとしていることから、大学等への進学に伴い、多額の学費に加え医療費についても大きな負担となっている。このため、扶養される大学生等やその親にかかる医療費を支援し、必要な医療を受けやすくすることによって、安心して進学できる環境を整える必要がある。		大学等へ進学するひとり親家庭への経済的負担の軽減 【経費見込み】 2,000千円 ※令和2年度の支給は8月診療分から2月診療分の7か月間。				
《提案に至るまでの経緯》		《総合計画等の整合》				
		総合計画 計画項目	25	子育て支援の総合的な推進		
		○その他の計画(該当する場合のみ)				
		計画名称				
		策定年度				
		計画期間				
《政策等の実施時期》		担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）
この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 改正後の京丹後市重度心身障害者及び母子、父子家庭の医療費の支給に関する条例の規定は令和2年8月1日以降の受診に係る医療費分について適用し、同日前の受診に係る医療費分については、なお従前の例による。		市民環境部		保険事業課		有 無